(仮称) 多摩ニュータウン大規模住宅団地再生 ガイドライン

(素案)

平成 23 年 12 月 16 日

多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会

はじめに

高度経済成長期に入居が始まった多摩ニュータウンをはじめとする都内の大規模住宅団地は、入居から約40年が経過し、近年では、居住人口の減少や住民の高齢化、住宅や都市基盤の老朽化等、開発当時には想定されなかった様々な問題が発生しています。

一方、この間、住民の皆さんが住み続ける中で、都市に求められる機能も変遷し、また住民の皆さんの主体的なまちづくりの取組が芽生える等、地域の実情に応じた、独自の成熟の姿を見せています。

大規模住宅団地は、数千戸の戸数を有する地域の中の一つの「まち」というべきものであり、その今後のあり方は、地域だけではなく、東京全体のまちづくりにとって、大きな意義を持つものと考えられます。

そこで、こうした大規模住宅団地が、現在の様々な問題を解決しながら、地域の活力・魅力の向上に貢献できるよう、再生・発展していく一助とするために、「多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会」において、この「(仮称) 多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン」の検討を進めてまいりました。

今後、このガイドラインをもとに、各団地において、地元の自治体や 住民の方々の再生に向けた主体的な取組が促進され、団地が再生・発展 していくことを望んでいます。

平成24年1月

多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会 委員長 首都大学東京 副学長 上野 淳

目次

は	じ	め	に

1.	本ガイドラインの目的と構成	1
	(1) ガイドライン策定の背景と目的	1
	(2) ガイドラインの構成	
2.		
	2-1大規模住宅団地が直面する問題	
	2-2再生の基本理念	
	2-3再生の視点	
	2-4再生の方向性	8
3 .	再生に向けた検討項目	10
	3-1「検討項目」の抽出	10
	3 - 2 「検討項目」の活用	
	~~~ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
	4-1都市基盤・まちづくりのあり方	
	4-2住機能のあり方	
	4 - 3 生活サービス機能のあり方	
	4-4コミュニティのあり方	26
5.	再生検討の推進体制	32
	(1) 再生に向けた検討推進のポイント	32
	(2) 再生に向けた新たな取組について	
	(3)検討会議(円卓会議)の進め方と主な主体の基本的な役割につい	
	(3) 便引云峨(口早云峨)の世の力と主は主体の基本的な役割につい	( 34
	〈資料編目次〉	4
	1. 大規模住宅団地をとりまく状況(1) 東京の(区部と多摩の)人口動向	
	(1) 泉京の(区部と多摩の) 八口動向(2) 大規模住宅団地の居住人口	1 2
	(3) 東京都内の空き家数、空き家率の状況	
	(4) 東京都内における通勤、通学の状況	
	(5)東京(区部、多摩)の少子高齢化の進展状況	
	(6) 大規模住宅団地における少子高齢化の進展状況	
	(7)住宅団地(区部、多摩)のストック状況	
	2. 大規模住宅団地に共通した問題	8
	(1) 団地(住宅・インフラ) の老朽化・陳腐化	
	(2) 入居者の高齢化・年齢構成の偏り	
	(3)近隣センターなどの衰退やコミュニティ機能の希薄化	
	3. 大規模住宅団地の魅力	
	(1) 充実した緑	
	(2) 広く確保されている公園	
	(3) 計画的に整備された都市インフラーーーーー	
	(4) 豊富なオープンスペース(5) 優れた子育て環境	
		20
	【多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会】(関連資料)	

# 1. 本ガイドラインの目的と構成

### (1)ガイドライン策定の背景と目的

- ○高度成長期にあたる昭和30年代から、東京の区部では深刻な住宅難が生じ、30年代の後半には多摩地域においても無秩序な宅地開発が進行していました。
- ○こうした住宅需要の増加に対応するため、高島平や多摩ニュータウン等で大規模な住宅団地の建設が進められ、昭和30年代後半~40年代になると、団地への入居が開始されました。(このような昭和30年代後半~40年代に入居が開始された、住戸規模で1000戸以上の団地を本ガイドラインでは「大規模住宅団地」と称します。)
- ○こうした大規模住宅団地は、計画的に整備された公園・緑や歩行者通路、 住棟間の広いオープンスペース等、今日では貴重なゆとりある環境を備え ているという特徴があります。
- ○しかしながら、大規模住宅団地では、入居から既に40数年が経過し、住 民の高齢化や施設の老朽化・陳腐化等の問題に直面する一方で、ライフス タイルの多様化や少子高齢化の進展、将来的な人口減少社会への移行など、 社会経済の大きな環境変化を迎えています。
- ○こうした中、本委員会では、「東京の都市づくりビジョン(平成21年)」 や「多摩の拠点整備基本計画(平成21年)」等の上位計画も踏まえ、主と して多摩ニュータウンをモデルとしながら、他の大規模住宅団地の状況に ついても把握を行い、平成23年6月から12月まで4回の委員会を開催 して、このたび、その成果を「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガ イドライン(素案)」としてとりまとめました。
- ○この「ガイドライン (素案)」は、施設の老朽化・陳腐化や住民の高齢化等、大規模住宅団地が直面する様々な問題を踏まえ、社会経済の大きな環境変化の中で、地域の活性化の視点から大規模住宅団地の再生をどのように進めていくか、その道筋を具体的に示したものです。今後この「ガイドライン」をもとに、それぞれの大規模住宅団地において、地元自治体や住民、住建三者 ((独)都市再生機構、東京都住宅供給公社、東京都)、NPO等、関係するさまざまな主体による取組が促進され、その連携と協力のもとに地域の持続的な発展が図られていくことを目的としています。

### (2)ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、以下のとおりです

### ガイドライン

#### 大規模住宅団地の再生について

〇大規模住宅団地が直面する問題

〇再生の基本理念 〇再生の視点 〇再生の方向性

#### 再生に向けた「検討項目」

都市基盤・まちづくりのあり方 □ 5つの検討項目 (14ページ)
 住機能のあり方 □ 5つの検討項目 (18ページ)
 生活サービス機能のあり方 □ 5つの検討項目 (23ページ)
 コミュニティのあり方 □ 5つの検討項目 (26ページ)

### 再生検討の推進体制

再生に向けた新たな取組 〇再生の検討会議(円卓会議) (32ページ)

#### 参考資料

### 〇大規模住宅団地をとりまく状況

- ・大規模住宅団地をとりまく状況
- ・大規模住宅団地に共通した問題の抽出
- 大規模住宅団地の魅力の再認識
- 〇委員会の論点整理 (マトリックス総括表)
- 〇委員会の論点整理 (マトリックス表)
- ○多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会の検討経過等

# 2. 大規模住宅団地の再生について

# 2-1 大規模住宅団地が直面する問題

- ○東京都内には大規模住宅団地が多数存在していますが、地域特性を踏まえるため、区部の中心部及び周辺市、多摩地域について、それぞれ代表的な団地として、戸山ハイツ、赤羽台団地、高島平団地、多摩ニュータウン、多摩平団地を抽出し、問題の比較分析を行いました。(表一1)
- ○これら大規模住宅団地の再生に向けた問題を明らかにするため、住宅等ハード面の基本性能、居住人口の推移等の居住者の状況、大規模店舗等周辺施設の状況などについて比較分析を行いました。
- ○入居後、約50年が経過している赤羽台団地や多摩平団地では、既に建替えが始まっていますが、それ以外の住宅団地についても戸山ハイツの41年、多摩ニュータウンの諏訪永山地区の39年など、入居後、概ね40年以上が経過しています。
- ○大規模住宅団地の団地内通路等のバリアフリー化は、高低差が少ない区部の団地より、40m程度の高低差がある多摩ニュータウンで、より大きな問題となっています。
- ○平成7年と平成22年の居住人口の増減を比較すると、東京都全体では 1.1倍と増加傾向にありますが、大規模住宅団地では、概ね0.8倍の減 少傾向となっています。
- ○また、平成22年における、65歳以上の高齢者の割合は、東京都の平均が約20%であるのに対し、区部の大規模住宅団地では、戸山ハイツの45%を最高として概ね30%を超えており、割合が低い多摩ニュータウンでも約25%となっており都平均を上回っています。
- ○一方、若年世代の転出入の状況を平成12年と平成17年で比較すると、 東京都の平均は、14歳以下が1.1倍と増加し、15歳から44歳までが 0.9倍と減少しています。
- 〇建替えが行われている赤羽台団地では14歳以下が1.5倍、14歳から44歳までが1.2倍と東京都平均を上回っていますが、多摩ニュータウンでは14歳以下、14歳から44歳とも、東京都平均を下回っており、子ど

もや若者が転出超過の傾向にあります。

- ○さらに、主として大規模住宅団地の住民の日用買回り品を販売する近隣センターについては、建替え中の多摩平団地を除き、全ての団地で空き店舗が発生しており、団地の活気を損なう原因のひとつとなっています。
- ○また、大規模住宅団地では、住民が相互に無関心で匿名的な状況になりが ちであること、また、防災活動の担い手である住民の少子高齢化の進行や ライフスタイルの多様化等により、コミュニティ活動による防災への取組 などが希薄化していると言われています。
- ○こうした様々な問題を分析、検討した結果、大規模住宅団地が共通して直面する主要な問題として、概ね次の3点に集約されます。
  - ① 団地(住宅、インフラ)の老朽化、陳腐化
  - ② 入居者の高齢化と年齢構成の偏り
  - ③ 近隣センターなどの衰退やコミュニティ機能の希薄化
- ○上記の3つの問題は、少子高齢化や将来的な人口減少時代の到来など社会 経済情勢の大きな変化のなかで、地域の活力低下や、利便性・安全性の低 下等をもたらす主な要因となっています。

# (表一1)

		多摩 N T 5. 6 (諏訪· 永山地 区)	多 T 17 字 17 完	多摩 N T18 (松が谷 地区)	戸山ハ イツ	高島平 団地	赤羽台 団地	多摩平団地
供給主体		UR, 東京 都, 民間	UR,東京 都,JKK, 民間	UR,東京 都,JKK	東京都	UR	UR	UR
戸数		8, 458戸	4, 222戸	2, 207戸	3,019戸	8, 287戸	3, 373戸	2, 792戸
	入居後経過年数 (H23時点)	39年	38年	34年	41年	38年	48年 (建替実 施中)	46年 (建替実 施中)
基本	住宅内バリアフリー (エレベータ設置)	エレベーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有	エレヘ゛ーター 未設置 住棟有
能	住宅外バリアフリー (住区内高低差)	高低差 約40m	高低差 約40m	高低差 約40m	高低差 約10m 以内	概ね平 坦	高低差 10~15 m	高低差 10~15 m
	駅からの距離	0~2300 m	400~ 1500m	300~ 1600m	250~ 700m	100~ 750m	300~ 950m	200~ 1100m
居住者	居住人口の推移 (H22/H7) 【都平均:1.1】	0. 9	0. 9	0.8	0.9	0.8	0. 7	0.8
	高齢化(65歳以上割合) (H22実績) 【都平均:20.4%】	25. 3%	28. 1%	25. 7%	45. 1%	34. 3%	35. 4%	29. 5%
	年少若年世代の転出入 (H17/H12) 【都平均 年少(0~14歳):1.1 若年(15~44歳):0.9】	年少: 1.0 若年: 0.9	年少: 0.9 若年: 0.8	年少: 1.0 若年: 0.8	年少: 1.1 若年: 0.9	年少: 0.8 若年: 0.9	年少: 1.5 若年: 1.2	年少: 0.9 若年: 0.9
施設等	近隣センター	空き店舗あり	空き店 舗あり	空き店 舗あり	空き店 舗あり	空き店 舗あり	空き店 舗あり	(建替実 施中)

### 2-2再牛の基本理念

- ○数千戸以上の戸数を有する大規模住宅団地は、商業施設や学校等、住民の 生活を支える様々な機能が整備・配置され、それ自体が地域の中で「まち」 を形成しています。また、入居から長い年月を経過する中で、住民の主体 的な取組による独自のコミュニティも生まれています。
- ○さらに、大規模住宅団地は、緑やオープンスペース等に代表される優れた 環境や、計画的に整備された高規格の道路などの都市インフラを有してお り、団地居住者のみならず、都民の貴重な財産となっています。
- ○しかしながら、入居から40年以上が経過した現在、居住者の高齢化や施設の老朽化・陳腐化など、開発当時には考えられなかった様々な問題が生じており、このままでは、団地活力の衰退が懸念されます。
- ○こうした大規模住宅団地の衰退は、団地を取り巻く地域だけにとどまらず、 ひいては東京の活力低下にも繋がる懸念があることから、大規模住宅団地 の再生は、地域のみならず広域的な観点からも重要な課題となっています。
- ○このため、大規模住宅団地の再生にあたっては、居住者の高齢化や施設の 老朽化等、直面する問題の解決を図るとともに、優れた環境など都民・地 域の貴重な財産を活かすという観点の下に、少子高齢化や将来的な人口減 少等の社会経済状況の変化や、地域における安全安心やよりよい環境の確 保などの問題を幅広く検討し、団地を含む地域の活力や魅力の向上につな げていく必要があります。
- ○こうした観点から、「地域の活性化の視点から再生を進め、首都東京の活力 を維持・向上させる」を再生の基本理念として掲げ、地域ごとの特性を活 かした取組を進めていくものとします。

### 再生の基本理念

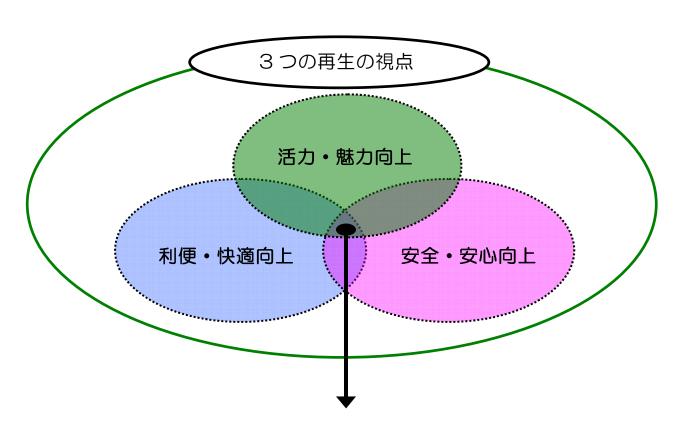
く地域の活性化の視点から再生を進め、 首都東京の活力を維持・向上させる>

# 2-3再生の視点

再生の基本理念に基づき、大規模住宅団地が直面する3つの問題を解決する ための道しるべとして、次のとおり、3つの再生の視点としてとりまとめました。

### 3つの再生の視点

- ① 活力・魅力の向上
- ② 利便・快適の向上
- ③ 安全・安心の向上



- 3つの再生の視点を、より具体的なものとするため
- 3つの再生の方向性を次ページに示します

# 2-4再生の方向性

○3つの再生の視点等を踏まえ、地域特性を活かした魅力あるまちを実現 するため、再生に向けた方向性の柱として、次の3つにまとめました。

### 1) 多様な世代が集う賑わいのあるまち

- ○大規模住宅団地は、同一時期に子育て世代を中心とする居住者を大量に受け入れたことから、月日の経過とともに、その世代が直面する課題が顕著に現れる傾向にあります。現在では、高齢者世帯の増加や若年世代の減少等、急激な少子高齢化にともない、団地における購買力の低下に伴う近隣センターの衰退や、子どもの減少による小・中学校の統廃合など、まちの活力低下をもたらす問題に直面しています。
- ○現在の居住者が住み続けられることはもとより、積極的に若年世代を 呼び込むことによって「多様な世代が集う賑わいあるまち」を目指す ことが必要とされます。

### 2) 地域の特性を活かした快適なまち

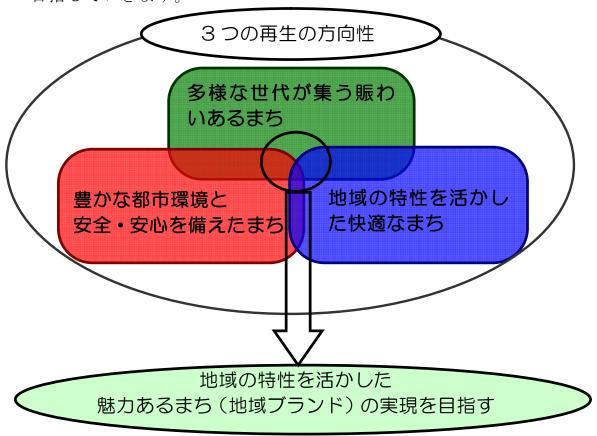
- ○大規模住宅団地は、鉄道や道路等が計画的に整備され利便性に優れているばかりでなく、大規模な公園や斜面地などへの緑化等、快適な環境が確保されています。
- ○再生にあたっては、こうした利便性や快適性等のポテンシャルを活か し、都心や駅からの距離や周辺地域の土地利用など個々の団地の特性 を十分に踏まえながら、「地域の特性を活かした快適なまち」を目指す ことが必要とされます。

# 3)豊かな都市環境と安全安心を備えたまち

○大規模住宅団地は、不燃性の高い住棟や、豊富なオープンスペース等、 防災性の高いまちとして整備されてきましたが、長い年月を経て、団 地内インフラの老朽化などの問題が生じるとともに、昭和56年の耐 震基準改正前に建てられた住棟が残っているため、その対応が急がれ ています。また、住民の高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミ ュニティによる自助・共助の力も衰えてきています。

- ○今回の東日本大震災により、地震など自然災害の脅威に対して、都市の安全性を確実なものとすることの重要性を再認識することとなる中で、こうした問題への対応が喫緊の課題となっています。
- ○一方、都市における犯罪が多様化する中で、大規模住宅団地のまちの 構造や、住民構成等の特性も踏まえて、身近な場所で起こりうる高齢 者や子どもなどへの犯罪を未然に防ぐまちづくりが求められています。
- ○また、地球環境保全やエネルギー確保の観点から、自然環境の保全に加え、省エネや省資源対策が、今後の都市づくりの重要な課題となってきています。
- ○これらに対応するため、今後の大規模住宅団地の再生に際しては、「豊かな都市環境と安全安心を備えたまち」を目指すことが重要とされます。

3つの再生の方向性に沿って、大規模住宅団地の再生を促進することで、「地域の特性を活かした魅力あるまち(地域ブランド)」の実現を目指していきます。



# 3. 再生に向けた検討項目

# 3-1「検討項目」の抽出

- ○「再生の方向性」に沿って、関係する主体が再生を進めていくために、ソフト・ハードの両面から分野ごとに検討が必要と考えられる項目を具体的に示します。
- 〇次ページ(表-2)のとおり、その分野を都市基盤やコミュニティ等A  $\sim$  D の4つとし、それぞれの分野ごとに高齢化への対応や新しい魅力・活力の創出等b  $\sim$  おの5つのテーマを設定して主要な「検討項目」を整理しました。
- ○この「検討項目」は、大規模住宅団地に共通する項目を示したものであり、 個々の団地の再生にあたっては、地域の特性を踏まえて、この項目を取捨選 択するとともに、この項目では捉えきれない地域固有の問題については、適 宜追加して検討する必要があります。

				4× +c + + +	ĺ		
	居住者の世代バランスの偏り	良好な生	上活環境 ————————————————————————————————————	お  新しい    魅力•活力			
	あ高齢化への   い若年世代の 対応 呼び込み	う安全安心 の確保	え環境・省エネルギー対策	の創出			
	73 No. 13 O 22 0	り証が	אנא ויייף				
A 都 市 基 盤・まちづ く り の あ り方	<ul> <li>① まちの構造の検討(15ページ参照)</li> <li>② インフラの維持、更新とバリアフリー化(16ページ参照)</li> <li>③ 防災性を向上させるまちづくり(16ページ参照)</li> <li>④ 低炭素なまちづくり(17ページ参照)</li> <li>⑤ 緑やオープンスペース等ストックの維持、活用(17ページ参照)</li> </ul>						
	        ① 多様が孁亜に対応した住宅詞	五新 (1○ ペーミ	")				
D/子 +% 会b	① 多様な需要に対応した住宅更新(19ページ参照) ② ストック活用による住み替え(20ページ参照)						
B 住機能 のあり方	③ 誰もが住みやすい住環境づくり(20ページ参照)						
	④ 防災性の確保など安全安心の住宅づくり(21 ページ参照)						
	ージ参照)				な		
区生活サ	1 近隣センターの活性化による				検討		
ービス機	② 高齢者や子育て世代などへの生活サービスの充実(24ページ参照) ③ 地域で働ける身近なビジネスの創出(24ページ参照)						
能のあり 方	<ul><li>④ 買物・配食など生活サービス</li></ul>		/		頃		
	⑤ 高齢者等の知恵と経験を活力   	いす生きがいづ	くり (25 ペー)	シ参照)			
	┃	生化と連進の位:	<b></b> 夻(クフ ペーご)	<b>余昭)</b>			
	② コミュニティ活動による防炎	どへの取組の強	化(28ページ	参照)			
ニティの	③ 高齢者や子どもの見守りなど共助の仕組みづくり(29 ページ参照) ④ 大学との連携によるコミュニティ活動の活性化(30 ページ参照)						
あり方 ⑤ 地域の文化の継承や発信を行う仕組みづくり(31ページ参照)							
					ノ		

※より詳細な内容については、資料編28ページ「委員会の論点整理(マトリックス表)」を 参照してください。

# 3-2「検討項目」の活用

- ○大規模住宅団地の再生の機運が高まり、再生に向けた具体的な取組の方針等(以下「再生方針」という(32ページ参照))を策定するにあたっては、多様で複雑な問題に適切に対処していくために、後述する検討会議(円卓会議)(32ページ参照)のような検討の仕組みを構築し、以下の「検討項目」を参考に検討を進めることが適当です。
- ○検討に当たっては、地元自治体や住民の考える土地利用のあり方も含めた 将来のまちづくりを検証し、それを踏まえて、「検討項目」に示された項 目に、地域固有の問題も加えつつ検討を進めることとなります。
- ○「検討項目」を使い、具体的な再生方針を策定するための「ガイドライン の活用方法」のフロー図を次ページに示します。

# (参考) ガイドラインの活用方法 地域の活性化や 大規模住宅団地 団地再生の機運 が直面する問題 の高まり の顕在化 大規模住宅団地再生ガイドライン 検討会議(円卓会議)を開催し、検討を開始 ―― 32ペー 検討項目 地域にとって必要なまちづくりの 検証(機能・規模・位置等)を行う ガイドラインに示された 14 ページ 「検討項目」を参考に検 討を進める 地域固有の問題に も柔軟に対応する 32 ページ 再生方針の策定 地域の活性化と再生を 具体的に実施

# 4. 分野ごとの「検討項目」と「検討のポイント」

- ○第3章に例示した「検討項目」について、分野ごとの「検討項目」と「検討 のポイント」を下記のとおりとりまとめました。
- ○なお、「検討のポイント」は、代表的なものを記載してありますので、その 他の検討のポイントについては必要に応じて資料編(28ページ)を参照し てください。

# 4-1都市基盤・まちづくりのあり方

- ○大規模住宅団地は、住宅だけでなく、同時に整備された道路、公園等の 都市基盤の老朽化も進行しており、計画的で効率的な維持、更新が求め られています。
- ○また、大規模住宅団地における65歳以上の高齢者の割合は、東京都の 平均を上回っており、そのうち単身の高齢者世帯も増加傾向にあるため、 バリアフリー化など高齢者の日常生活の負担を軽減する取組が必要とな っています。
- ○さらに、将来的な人口減少社会の到来や、共働き世帯や単身世帯の増加 といったライフスタイルの多様化等、大規模住宅団地が整備された時代 には考えられなかった社会経済の大きな変化を視野にいれて大規模住宅 団地の再生を進めることが重要です。
- ○一方、大規模住宅団地には、豊かな緑や公園が整備されており団地住民 だけでなく都民の貴重な環境資源となっています。大規模住宅団地の再 生にあたっては、そうした資源を活かす先進的な環境対策等の取組も必 要となっています。

### 検討項目①

# まちの構造の検討

○人々が暮らしていくためには、住宅だけではなく、身近な商業施設や学校、 病院、福祉施設など生活を支える様々な機能が必要です。

大規模住宅団地では団地の整備にあわせて、こうした機能が団地の周辺も含めて配置されましたが、入居から既に40数年を経て、少子高齢化や将来的な人口減少時代の到来等、団地をとりまく社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした変化を踏まえて、住宅を含めた様々な機能の規模や、その機能をど こに配置するのかといった「まちの構造」について再検討が必要です

- 社会経済情勢の変化を踏まえ、駅等を中心に業務・商業施設や子育て施設、 医療施設、住宅など諸機能を再配置する等、高齢者や子育て世代など誰にも 利便性の高いまちの構造を検討
- 将来的な人口推移と住宅需要を見据え、適正な住宅戸数の規模と配置を検討
- 自動車に過度に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを検討
- 地域の活性化のため、回遊性のあるまちづくり等を検討

### 検討項目②

# インフラの維持、更新とバリアフリー化

○入居から既に 40 年数年が経過している大規模住宅団地では、住宅とともに同時期に大量に整備された道路や公園等のインフラの老朽化が顕在化しています。これらの既存インフラを健全な状態で利用していくには、民間活力やアセットマネジメント等の導入による円滑で効率的な維持、更新の検討と、インフラ施設の維持、更新の際に、高齢者等の移動にとって障害となる段差をバリアフリー化するなど、誰にとっても使いやすい優しい施設とするなどの検討が必要です。

### ◇検討のポイント

- 高齢者や子ども、障がい者等、誰もが使いやすいインフラとするため、道路、 公園等の段差を解消するバリアフリー化を検討
- 高齢者の社会参加を支援するため、コミュニティバスなど身近な交通を検討
- 円滑なインフラの維持、更新のため、官民連携(PPP*)やアセットマネジメント(**)手法の導入によるコスト削減等を検討
- (*) PPP ⇒ 官民連携 Public Private Partnerships
- (**) アセットマネジメント ⇒ インフラなど資産の効率的な管理運用

#### 検討項目③

# 防災性を向上させるまちづくり

○高齢者や子どもなど誰もが安心して地域に住み続けるためには、地域の防災 性の向上が必要です。

そのためには、団地の住棟等の耐震化などのほか、まちづくりのなかで災害への備えとなる備蓄施設や避難所の整備を検討する等、地震等の災害に強いまちづくりの検討が必要です。

- 誰もが安心して生活できる防災性の高いまちづくりの推進のため、計画的に 住棟や歩道橋等の耐震化などを検討
- 災害時の避難生活を支えるため、避難所等にマンホールトイレなど整備を検 討
- 地元の消防団員が活動する拠点の確保等について検討
- 地元消防署と連携し、防火水槽など水利の整備を検討
- 〇 災害時の帰宅困難者の受入れのため一時待機施設の整備を検討
- 災害時に地域内でエネルギーが賄えるよう、太陽光発電や自家発電設備など の導入を検討(住宅LCP 22ページ参照)

### 検討項目④

### 低炭素なまちづくり

○大規模住宅団地の再生にあたっては、低炭素なまちづくりを促進するととも に、一人ひとりが問題意識を持ち、家庭や事業所等において省エネを実行で きるよう啓発活動等も併せて行うことが必要です。

### ◇検討のポイント

- 過度に自動車に依存しないまちの構造を検討
- 〇 太陽光発電など自然エネルギーの活用を検討
- 地球環境にやさしいまちづくりのため、カーシェアリング^(*)やサイクルシェ アリング^(*)等を検討
- 低炭素なまちづくりを促進するための啓発活動を検討

(*) カーシェアリング、サイクルシェアリング⇒ 複数の人が共同で自動車や自転車を使用できる仕組み

### 検討項目⑤

# 緑やオープンスペース等ストックの維持、活用

○良好な緑や有効な空間は、人々に安らぎを与え、地域景観の向上やヒートア イランドの防止等、さまざまな機能を有しています。

大規模住宅団地には豊かなで良好な緑や公園等が計画的に整備され、団地住 民だけでなく、地域の貴重な資産となっています。

大規模住宅団地の再生にあたっては、これら良好な資源の維持や活用に配慮 したまちづくりへの検討が必要です。

- 大規模住宅団地の再生にあわせて、緑のネットワークの形成を検討
- 〇 建替えで創出用地が発生した場合、子育てや高齢者の支援施設、公園や市民 農園等への活用などを検討
- 緑やオープンスペースを高齢者や子ども等、誰もが安心して過ごせる場として て活用するイメージづくりを検討
- 良好な景観を活かし、映画等のロケを誘致できるまちづくりを検討
- 魅力あるまちとするため、景観形成のルールづくりを検討

# 4-2住機能のあり方

- ○大規模住宅団地は、入居から既に40数年が経過しており、住棟の老朽 化や機能の陳腐化等が進行しています。
- ○高齢者など全ての居住者が安心して住み続けられるよう、エレベーター の設置等住まいのバリアフリー化^(*)の促進や、緊急時における安否確認 や生活支援等のサービスが備わった住宅が求められています。
- ○また、東日本大震災の教訓も踏まえ、住棟の耐震化、エレベーターの閉じ込め防止等に加え、震災による被害の軽減や被災後の生活の継続にも 配慮した安全安心な住宅づくりに改めて取り組むことが必要となっています。
- ○一方、居住人口が減少傾向にある大規模住宅団地は、若い世代など新たな居住者を呼び込むことで、活性化を推進することが必要になっています。そのためには、若い世代などのニーズに対応する多様な住宅への更新を行うとともに、既存の住宅ストックを活用して住み替えを促進する仕組みづくりも求められています。
  - (*) バリアフリー化 ⇒ 高齢者、障がい者、子ども、妊婦など誰もが利用しやすい住宅や施設とするため、支障となる障壁(バリアー)を取り除くこと

### 検討項目①

# 多様な需要に対応した住宅更新

○人口減少や少子高齢化が進行している大規模住宅団地において、賑わいや活力、共助による支え合い等を創出するため、高齢者や子育て世代などが混合して居住する多世代ミックス居住の促進が求められています。

そのため、大規模住宅団地の再生を行う際には、高齢者や子育て世代など様々な需要に対応した住宅づくり等の検討が必要となっています。

- O 住まいに関する多様なニーズを明らかにするため、定期的に調査、分析を行 うことを検討
- 〇 高齢者、障害者、子育て世代など全ての住民に対し、多様で魅力ある住宅の 更新を検討
- 子育て世代などが求める洗練された広い住戸へ更新するため、住戸を洗練されたデザインにリフォームしたり、2つの住戸を1つの広い住戸につくり替えたりする等、住宅ストックの活用を検討
- 住宅のバリアフリー化や間取りの多様化等で魅力ある住宅づくりを検討
- 豊かな緑のある公園や家庭菜園など、多様な魅力を持つ住宅の導入を検討
- 住宅の再生を行う際に、医療・福祉・生活支援等の機能の導入を検討
- 人口減少に対応する減築など、建替えのあり方を検討

### 検討項目②

# ストック活用による住み替え

○高齢者のなかには、利便性が高くバリアフリー化された住まいへと住み替えするニーズが見られます。建替えによる再生だけでなく、活用可能な住棟を使って、住み替えによるストック活用も効果的に促進する必要があります。例えば、高齢者が階段を使わないで生活できるよう低層階へ住み替えることや、高齢者と子ども世代が近居できる住み替え、子育て世代が空き住戸に低廉な家賃で住み替えられる仕組み等、ライフステージの変化に応じて柔軟に住み替えられる仕組みづくりの検討が必要となっています。

### ◇検討のポイント

- エレベーターのない住棟で、高齢者が階下へ転居できる仕組みづくりを検討
- 住み替えが円滑に進むよう、住み替えのルールづくりと支援を検討
- 既存住宅の改修等による長寿命住宅の整備を検討
- 高齢者世帯と子世代の二世帯近居の仕組みづくりを検討
- 住み替えの情報提供の充実を検討
- O 空き家を活用した高齢者の共同居住等、支援を必要とする世帯への対応を検 討

### 検討項目③

# 誰もが住みやすい住環境づくり

○大規模住宅団地は、ゆとりある住棟間隔や計画的に整備された歩行者通路 等、良好な住環境が形成されています。

再生にあたっては、こうした良好な住環境を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすい住宅となるよう、住棟や住棟周辺の通路等のバリアフリー化や、緑やオープンスペースの充実など、さらに良好で快適な住環境の創出の検討が必要となっています。

- 良好な住環境づくりため、緑やオープンスペースの維持、向上を検討
- 高齢者など誰もが使いやすい住環境づくりのため、住棟内部や住棟周辺のバ リアフリー化を検討
- 住環境をより向上させるため、地元住民等による計画やルールづくりの話合 いの場の設置を検討
- 団地内の集会室等を活用した多世代が交流できる場の設置を検討
- 良好な住環境の形成に向け、都市計画提案や地区計画等の活用を検討

#### 検討項目④

# 防災性の確保など安全安心の住宅づくり

○災害による被害を軽減するため、住宅の耐震化や耐火性能の向上等、さまざ まな取組がなされています。

さらに、今般の東日本大震災の教訓を踏まえ、震災による被害の軽減、大量 の避難者の抑制、被災後の生活の継続に向けた有効な対策を一層推進してい くことが求められています。

また、再生に際しては、子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれることがないよう、住宅の共有スペースなどで人の目が届かない死角が生じない工夫も必要となっています。

大規模住宅団地の再生に際しては、高齢者や子ども等誰もが安心して暮らせるよう、防災性や防犯性の高い住宅づくりの検討が必要となっています。

- O 防災性を向上させるため、耐震化や火災に強い住宅づくりの計画的な改善を 検討
- 〇 災害時にも生活に必要な最小限の電力を確保することにより、エレベーターの運転や水の補給を行い、住宅内での生活の継続が可能となる集合住宅の普及を検討(住宅LCP: Life Continuity Plan)
- 〇 中高層住宅における防災備蓄倉庫の設置等を検討
- 〇 住宅管理者が住民等とともに事業継続計画(BCP)を策定し、管理業務の早期復旧等を行う仕組みづくりを検討
- 住宅内エレベーターの閉じ込め防止装置の設置状況を調査し、装置の設置等 を促す取組を検討
- 防犯性の向上や災害時の避難を容易にするため、共有スペース等に死角が生 じない工夫を検討

### 検討項目⑤

# 省エネルギーやエネルギー源の多様化に配慮した住宅づくり

○地球温暖化の問題を防止するため、省エネルギーの取組や太陽光等の自然エネルギーの活用等への取組が求められています。

さらに、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による電力不足の経験から、過剰に電力を消費する生活様式の見直しや、技術革新に対応した災害時にもエネルギー供給が途絶えないまちづくりの取組が求められています。

大規模住宅団地の再生に際しては、こうした観点から、省エネルギーの推進や自然エネルギーを活用した住宅づくり、さらに、住宅LCPを考慮した電力確保策の検討が必要となっています。

### ◇検討のポイント

- 屋上や壁面の緑化等を検討
- 太陽光発電など自然エネルギーの活用を検討
- エネルギー消費を抑制するLED照明やスマートメーターの導入を検討
- 〇 環境配慮と住宅LCP^(*)の観点から、CGS^(**)や蓄電池等を活用した災害時に居住継続が可能となる最小限必要な電力の確保策を検討
- 環境に負荷をかけない長寿命化住宅の導入を検討

(*) LCP ⇒ Life Continuity Plan「生活継続計画」 (**) CGS ⇒ コージェネレーションシステム

# 4-3生活サービス機能のあり方

- ○大規模住宅団地では、居住者の高齢化による買物行動やIT化の進展による通信販売の普及等により、近隣センターや団地内商店街の一部で空き店舗が発生しており、団地住民の利便性を損なうだけでなく、賑わいと活力の低下の一因となっています。
- ○大規模住宅団地への入居が始まった昭和40年代と今日とを比較すると、 ライフスタイルや就労形態が大きく変化しており、近隣センターなど生 活サービス機能のあり方を改めて検討し直す必要があります。
- ○また、高齢者や子育て世代など多様な世代が交流して賑やかに暮らすための支援策として、高齢者福祉施設や保育園等の充実が求められている他、元気な高齢者が他の高齢者を支援するなど、高齢者が生きがいとして働ける仕組みの検討も必要となります。

#### 検討項目①

# 近隣センターの活性化による賑わいの創出

○大規模住宅団地では、主として団地内の住民の利便のため、日常の買い物を 行う場として、近隣センターが整備されています。

しかし、高齢化の進行や、共働き世帯の増加等ライフスタイルの変化により、 近隣センターの活力が失われ、一部に空き店舗が発生する状況が見られま す。

近隣センターを活性化し団地の賑わいを取り戻すため、時代の要求に適合した近隣センター等の検討が求められています。

- 近隣センターの活性化と賑わいの創出のため、団地住民だけでなく、周辺地域の住民へのサービスなど近隣センターのあり方を検討
- 近隣センターに日用品を総合的に扱う商業施設の導入を検討
- 近隣センターを公共公益機能や市民活動の場としての活用を検討
- 近隣センターに身近なかかりつけ医の誘導を検討
- 近隣センターの活用等を行う体制を検討

### 検討項目②

# 高齢者や子育で世代などへの生活サービスの充実

○大規模住宅団地では、高齢者が増加する半面、子育て世代などが減少する傾向が顕著になっています。

高齢者や子育て世代など多世代が混合して住むことにより、賑わいや活性化 を確保することが求められています。

高齢者施設の誘導など高齢者を支援する生活サービスの充実とともに、子育 て世代の転入を促すため、保育園など子育て施設の充実等各種生活サービス の充実が求められています。

### ◇検討のポイント

- 共働きの子育て世代を支援する生活サービスの充実として、駅近保育園の誘導を検討
- 子どもの増加による賑わいの創出のため、団地内の子どもに加えて、団地周辺の子どもも一緒に保育することを検討
- 訪問、通所サービス等の多様な高齢者施設の誘導を検討
- 高齢者施設と子育で施設等を複合化した施設の導入を検討
- 〇 高齢者や子育て世代などへ多様なサービスを提供するため、主体間の情報共 有を行う体制づくりを検討
- 空き家や空き店舗を活用した地域高齢者の見守り活動拠点等への転用の検 討

### 検討項目③

# 地域で働ける身近なビジネスの創出

○今後の高齢化社会の到来に向け、元気な高齢者が他の高齢者を支える共助の 仕組みづくりが必要となっています。

高齢者のみならず子育て世代など、働く意欲のある住民が身近で働けるよう な雇用機会の創出が求められています。

- 元気な高齢者が他の高齢者を支える共助の仕組みづくりを検討
- 地域の人材が、高齢者や子育て世代を支援するコミュニティビジネスの仕組 みづくりを検討
- 空き住戸をサテライトオフィスやトランクルーム等として、柔軟に活用できる仕組みを検討

### 検討項目④

# 買物、配食などの生活サービスの充実

○大規模住宅団地では、高齢者が増加するとともに、独居高齢者の割合も増加 しています。

高齢者ができるだけ自立した生活を送れるよう、また、共働きの子育て世代などの生活を支援するため、買物や配食などの生活サービスの充実が求められています。

### ◇検討のポイント

- 高齢者や子育て世代など全ての住民が暮らしやすい団地とするため、さまざまな生活サービスのあり方を検討
- 地域の商店等と連携し、I T等の活用も含めた買物代行などの生活サービス の充実を検討
- 近隣センター等と連携し、I T等の活用も含めた配食など生活サービスの充実を検討

### 検討項目⑤

# 高齢者等の知恵と経験を活かす生きがいづくり

○高齢者の知識と経験を活用して、地域の住民や子育て世代を支えることで、 生きがいをもって暮らせるような仕組みづくりが求められています。 また、高齢者や地域の知識人の知恵や経験を活用し、地域の歴史など、地域 特性に応じた教育を行う等の仕組みづくりが求められています。

- 高齢者の生きがいづくりのため、高齢者の知恵と経験の活用方法を検討
- 高齢者の知恵と経験を活用し、子育て世代の子育ての悩み等の相談に応じる 共助の仕組みづくりを検討
- 〇 高齢者や地域の知識人の知恵と経験を有効活用し、郷土の歴史など地域の特性に応じた教育を行う仕組みづくりを検討

# 4-4コミュニティのあり方

- ○都市においては、プライバシーや匿名性を重視し、近所づきあいを煩わ しいと感じる人が多いと言われており、このことは、大規模住宅団地の ような集合住宅において、とりわけ強く見受けられる傾向にあります。
- ○こうした中で、各団地において居住者によるコミュニティが形成されて きましたが、入居から長い年月が経過し、コミュニティ活動の中心とな る担い手が高齢化する一方で、若者が転出する等、将来に亘る良好なコ ミュニティの維持・向上が課題となっています。
- ○良好なコミュニティは、まちづくりや、高齢化への対応等、団地内における様々な課題に対して、より身近な立場からきめ細かく対応していく上で極めて重要なばかりでなく、住民としての一体感を醸成し、生きがいや新たな価値を創造する上でも、大きな役割を担っています。
- ○とりわけ、災害時の対応については、東日本大震災などのような広域な 災害において、公助が一時的に十分機能しない中で地域住民による自助、 共助による取組が効果的に行われ、多くの人命を救ったことなどから、 改めて地域コミュニティの重要性が認識されています。
- ○こうしたコミュニティの活性化により、住民、NPO等関係する主体が相互に連携し、それぞれの立場から役割を発揮し、自助、共助の取組を行うことが求められます。
- ○さらに、大学や企業等、地域に存在する他の主体の協力を得て、コミュニティの活性化を促進する仕組みづくりを検討し、コミュニティ活動により大規模住宅団地の再生への取組の促進や、地域の文化の継承などを行う取組も求められています。

### 検討項目①

### 地域コミュニティ活動の活性化と連携の拡充

○高齢者や子どもなど、全ての住民が安全安心で快適に暮していくためには、 地域でともに暮らす同志が互いに関わりあうことによって、地域の連帯を促 進する、コミュニティ活動の活性化が求められています。

大規模住宅団地の再生に際しては、そこに暮らす住民の方々が、日常的に情報交換を行い、日々の課題を解決していくなど、コミュニティ活動の活性化と、そうしたコミュニティ活動のネットワーク化による連携の強化を図る取組の検討を行う必要があります。

- 大規模住宅団地の再生におけるコミュニティ活動のあり方を検討
- 地域コミュニティ活動の活性化とネットワーク化による連携の拡充を検討
- ボランティアによる地域コミュニティの活性化を検討
- 創出用地や空き住戸、空き教室を活用したコミュニティ活動の場を検討
- 〇 コミュニティ活動を行う自治体や住民、NPO、住建三者などの主体間の情報共有の仕組みづくりを検討

### 検討項目②

# コミュニティ活動による防災への取組の強化

○東日本大震災において、地域のコミュニティは、避難や避難所生活等での 相互支援等で、極めて大きな役割を果たし、改めてその重要性に着目され ています。

しかしながら、大規模住宅団地では、住民が相互に無関心で匿名的な状況になりがちであること、また、防災活動の担い手である住民の少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、コミュニティ活動による防災への取組が希薄化していると言われています。

また、中高層住棟におけるエレベーターの閉じ込め防止への対応や、水、 生活物資の備蓄等、生活を継続するための取組、更に高齢者、障害者など 災害時要支援者への情報提供や生活支援など、様々な問題も想定されま す。

高齢者や障害者など災害時要支援者を災害から守るためには、身近なコミュニティによるきめ細やかな対応が何より重要であり、大規模住宅団地ならではの課題や緑やオープンスペースなど優れた環境等を踏まえながら、向こう三軒両隣が意欲的に共助を行う「防災隣組」の仕組みづくり等、コミュニティ活動による自助・共助の取組を充実、強化することによって、団地の安全安心を高めていく必要があります。

### ◇検討のポイント

- 大規模住宅団地の災害対応能力を向上させるため、地域コミュニティのあり 方を検討
- 〇 町会や自治会など様々な主体が参加する「防災隣組」(*)を構築する仕組みづくりを検討
- 自治会やNPOと連携し、高齢者など災害時の要援護者への情報提供や安否 確認その他の支援の方策を検討
- 〇 町会や自治会で防災講座等を開催し自主防災意識の向上と共助の取組を強 化する組織づくりを検討
- 住民による実効性ある防災訓練や防災イベントの実施を検討
- 近隣センターを地域の防災センターとして活用する仕組みづくりを検討

(*) 「防災隣組」 ⇒ 共助による地域の助け合い

### 検討項目③

# 高齢者や子どもの見守りなど共助の仕組みづくり

○多様な世代が安心して快適に暮らし続けることによって、地域の活力や魅力は、いっそう向上していきます。

しかし、大規模住宅団地では、東京都の平均を上回って高齢化が進行し、 一人暮らしの高齢者も増加する傾向にあります。

また、共働き世代の増加等ライフスタイルの変化によって、親が必ずしも 子育てに専念できない状況も生じています。

こうした高齢者や子どもたちが、安心して安全に暮らし続けるために、団地に暮らす住民が互いに支えあい、高齢者や子どもたちの日常生活を見守るなど、共助による相互支援の仕組みづくりの検討が必要となっています。

- 地域の元気な高齢者が、生きがいと健康づくりのため、見守り等により地域 の安全安心を支える社会貢献の仕組づくりを検討
- 高齢者や子どもなどの安全安心を確保するため、電気やガスのメーター、郵 便ポスト、新聞配達などによる見守りの仕組づくりを検討
- 学生ボランティア等による定期的な戸別訪問による見守りを検討
- 地域のお祭り活動等による見守り活動を検討
- 歩行者専用道路や公園などで、子どもなどが犯罪にあわないよう、安全パトロール等のコミュニティ活動や防犯カメラによる犯罪の抑止を検討

### 検討項目④

# 大学との連携によるコミュニティ活動の活性化

○大規模住宅団地では、少子高齢化が進行しており、賑わいと活性化を促進するためには若年世代の居住者を増やす取組が求められています。

大規模住宅団地のなかには、大学等が周辺に多数立地しているところがあり、そうした大学では、コンソーシアム(*)を形成して、地域の活性化やまちづくりに資する研究を行っているところも少なくありません。

こうした大学などと連携し若年世代の居住を促進させる取組や、大規模住宅 団地の再生に際して、地域の活性化や地域コミュニティ拡充のため取組など の検討が必要となっています。

### ◇検討のポイント

- 大学などとの連携により、賑わいある世代ミックスの団地とする仕組みづくりを検討
- 団地内への学生の居住促進を検討
- 〇 学生による地域貢献の仕組みを検討
- 学生によるまちづくりリーダーの育成を検討

(*) コンソーシアム  $\Rightarrow$  2 つ以上の大学が、共同で地域コミュニティやまちづくりなど の研究を行う目的で結成される団体

### 検討項目⑤

# 地域の文化の継承や発信を行う仕組みづくり

○大規模住宅団地は入居から既に40数年が経過しており、その間の、経済の 高度成長や都市化の進行の中で、長年地域で保存、伝承されてきた祭りなど、 地域の文化が急速に失われつつあります。

また、半世紀に亘る団地(ニュータウン)の歴史の中で醸成されてきた人々のつながり(NPO活動、盆踊り等のイベント)をより活性化していく必要があります。

豊かな人間性や人と人との連帯感を涵養する文化の持つ力を活かし、次世代の居住者などへ、地域の文化や、成熟した団地(ニュータウン)文化の継承や発信を行う取組の検討が必要となっています。

- 地域の文化の継承のあり方を検討
- 空き教室や空き住戸を活用したコミュニティ活動の場を検討
- 多様なメディアによる地域文化の発信を検討
- 団地情報を一元的に保管・管理する仕組みを検討
- コミュニティ活動の場として団地内空間の活用を検討
- 若年世代などの芸術創作活動を応援できるコミュニティ空間の確保を検討

# 5. 再生検討の推進体制

### (1)再生に向けた検討推進のポイント

- ○大規模住宅団地は、初期入居から長期間が経過しており、まちづくりの中 心は、地元自治体や住民等「地域の担い手」に移行しています。
- ○したがって、再生に向けては、このことを前提とした取組体制の構築が必要です。
- ○加えて、大規模住宅団地における問題は、福祉等のソフト分野や住宅・まちづくりなどのハード分野にまたがり、また、市や区、都、住建三者など関係する主体も多岐に亘ります。
- ○そのため、大規模住宅団地の再生への検討や取組を体系的・総合的に実施 していくためには、多様な分野の取組が不可欠であり、「高齢者福祉や子 育て支援」等のソフト部門と「基盤整備や住宅更新」等のハード部門の連 携、さらには多岐に亘る各主体の連携を十分にとっていく必要があります。

### (2)再生に向けた新たな取組について

- ○大規模住宅団地の再生にあたっては、まず、地域のまちづくりの主体である地元自治体が中心となり、関係する主体が地元自治体を支えながら検討を進める体制として検討会議(円卓会議)を設置することが効果的です。
- ○検討会議(円卓会議)に参加する構成員は、地元自治体が中心となり、主な主体(34ページ参照)のうちから必要な構成員の参加を求めるほか、地域特性に応じて必要な構成員を加えます。

また、検討会議(円卓会議)で検討対象とする範囲は、再生への機運の高まりや、直面する問題等に応じて、適切な範囲を設定します。

- ○検討会議(円卓会議)では、それぞれの地域の特性に応じて、各主体の連携のもとに、大規模住宅団地の再生に向けた取組について検討していくこととなりますが、そこでは取組の内容や役割分担、取組の優先順位、再生の進行管理の仕方等の検討が必要となります。
- ○こうした検討の結果については、地域の特性に応じて、大規模住宅団地の「再生方針(※)」の策定等の形で取りまとめることで、総合的かつ具体的な取組へとつなげていくことが可能となります。

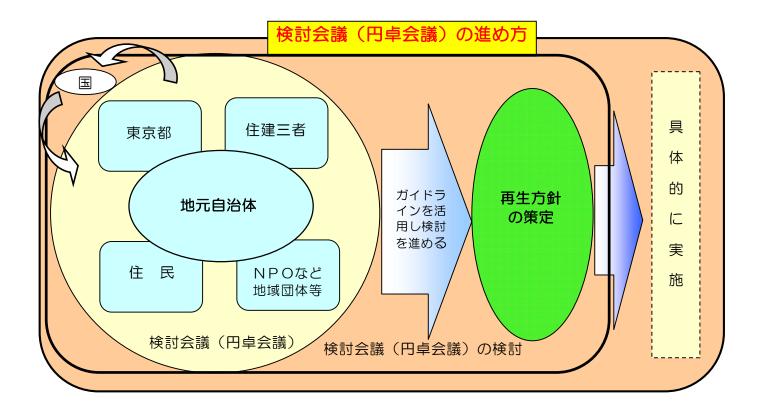
(※)「再生方針」とは、このガイドラインを踏まえ、再生の理念、目指すべき将来像、その実現に向けた各主体の取組等、各団地における具体的な再生の道筋を定める個別計画です。

# (3)検討会議(円卓会議)の進め方と主な主体の基本的な役割について

○検討会議(円卓会議)は、各主体が協力して参画し、再生方針の策定に取り組みますが、その際の基本的な役割分担は、次のとおりと考えられます。

	基本的な役割分担			
地元自治体	○地域のまちづくり主体として、大規模住宅団地の再生の中			
	心的役割を担います。			
	○地域マネジメント、都市基盤施設の維持・更新、住民等の取			
	組支援等を主導します。			
住 民	○大規模住宅団地の再生の発意や提案を行います。			
	○「サービスの受け手」であるとともに、地域の「まちづく			
	りの担い手」として、大規模住宅団地の再生に積極的な役			
	割を担います。			
住建三者	○社会経済状況の変化に対応した住宅需給や、住宅セーフテ			
	ィネットを考慮、検討し、住宅の建替えやストック活用、			
	用地創出によるまちづくりへの貢献を行います。			
	○事業者・管理者として、地元自治体とともに大規模住宅団			
	地の再生を担います。			
NPOなど	○地域のまちづくりやコミュニティ活動を担う重要な主体と			
地域団体等	して再生に参画するとともに、専門的な知識やノウハウ等			
	も活用して再生を支援します。			
東京都	○広域自治体として地元自治体だけでは解決できない調整や			
	誘導等の支援、国等への働きかけを行います。			
	○また、広域的なまちづくりの観点から、都市計画の調整や			
	都市基盤の整備、維持・更新を行います。			
	○都が保有する技術やノウハウを活用し、地元自治体等に対			
	して支援を行います。			
田	○土坦増仕字団地の仕字政等等について、久廷支持の共活的			
玉	○大規模住宅団地の住宅政策等について、各種支援や技術的     申言等を行います			
	助言等を行います。			

# (参考) 検討会議 (円卓会議) の進め方のイメージ



# 資 料 編

1. 大規模住宅団地をとりまく状況	
(1) 東京の(区部と多摩の)人口動向	
(2) 大規模住宅団地の居住人口	
(3) 東京都内の空き家数、空き家率の状況	3
(4) 東京都内における通勤、通学の状況	4
(5) 東京(区部、多摩)の少子高齢化の進展状況	5
(6) 大規模住宅団地における少子高齢化の進展状況	6
(7) 住宅団地(区部、多摩)のストック状況	7
2. 大規模住宅団地に共通した問題	8
(1) 団地(住宅・インフラ) の老朽化・陳腐化	9
(2) 入居者の高齢化・年齢構成の偏り	10
(3) 近隣センターなどの衰退やコミュニティ機能の希薄化	
3.大規模住宅団地の魅力	15
(1) 充実した緑	15
(2) 広く確保されている公園	16
(3) 計画的に整備された都市インフラ	17
(4) 豊富なオープンスペース	19
(5)優れた子育て環境	20
【多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会】	
多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会委員名簿	21
多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会設置要綱	
多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会の検討経過	
多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会の資料	
<ul><li>・委員会の論点整理(マトリックス総括表)</li></ul>	27
<ul><li>・委員会の論点整理(マトリックス表)</li></ul>	
・各主体の取組事例	
多摩市の取組(諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について	)(1)
都市再生機構の高齢者支援の取組	-
都市再生機構の子育で支援の取組	_
多摩市の取組	
東京都住宅供給公社の取組	

大規模住宅団地やその周辺地域の状況について、まず、社会経済情勢や地域 特有の課題など、大規模住宅団地をとりまく状況を把握、整理し、次に再生に 向けた主要な問題点を明らかにしたうえで、大規模住宅団地の魅力(ポテンシ ャル)を再確認する。

## 1. 大規模住宅団地をとりまく状況

大規模住宅団地やその周辺地域をとりまく状況を、以下に整理する。

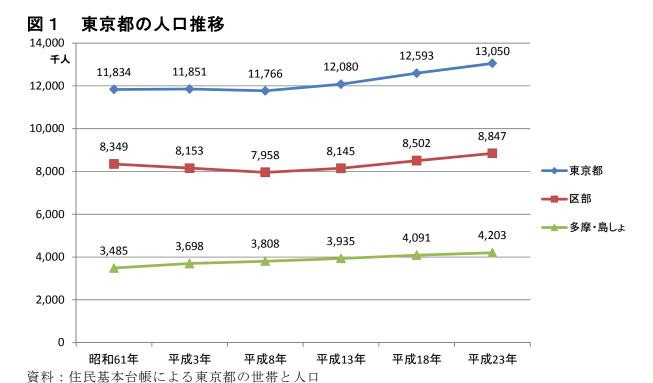
## (1) 東京の(区部と多摩の)人口動向

平成23年1月1日現在における東京都の総人口は13,050,454人である。最近10年間の人口増減の推移をみると、年間10万人前後で人口が増えてきたが、平成22年中は増加幅が6万人弱と縮小した。

平成 23 年1月1日現在の東京都の総人口を地域別にみると、区部が 8,846,996 人 (構成比約 68%)、多摩・島しょが 4,203458 人 (同約 32%) となっている。

区部の人口は、平成7年中までは減少傾向が続いていたが、平成8年中に増加に転じ、その後は増加傾向で推移している。

一方、多摩・島しょの人口は、昭和 31 年中以来一貫して増加傾向で推移しているが、増加幅は縮小し、平成 22 年中の増加幅は2万人を下回っている。

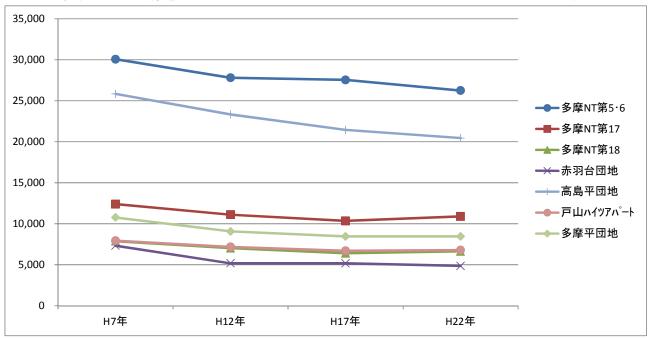


#### (2) 大規模住宅団地の居住人口

平成22年の国勢調査データにより、平成7年から22年までの間の大規模住宅団地における居住人口の推移を下記の団地で見ると、減少傾向にある。

# 図2 居住人口の推移

単位:人



資料:国勢調査

注:平成22年は、国勢調査市町村別人口を、住民基本台帳の市町村内町丁目別割合で按分した。

## 【参考】

大規模住宅団地の将来人口について、東京都の平均的な出生率や死亡率、社会移動率が現状と同様に推移すると仮定して、コーホート要因法を用いて推計すると、新たな転入などがなければ、全ての団地で人口が減少するトレンドにある。

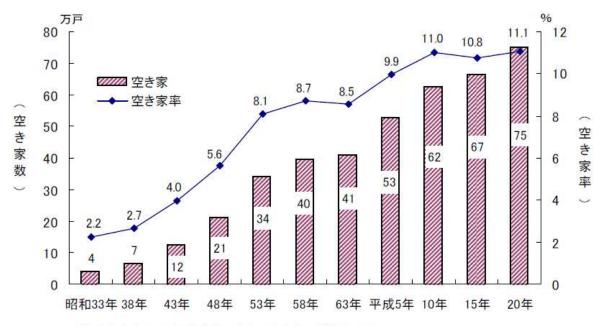
#### (3) 東京都内の空き家数、空き家率の状況

平成 20 年「住宅・土地統計調査」によると、東京都内の住宅の空き 家数は、約75 万戸で、平成15 年の67 万戸から8 万戸増えている。

空き家率は、平成 20 年で 11.1%であり、平成 10 年からほぼ横ばいで推移している。

昭和 33 年から平成 20 年までの推移を見ると、空き家数では 18.3 倍 に増加し、空き家率は 8.9 ポイント上昇している。

## 図3-東京都内の空き家数及び空き家率の推移(昭和33年~平成20年)



注) 空き家率とは、総住宅数に占める空き家の割合を示す。

資料:平成20年「住宅·土地統計調查」

#### (4) 東京都内における通勤、通学の状況

平成 20 年「住宅・土地統計調査」によると、東京都内の家計を主に 支える者の通勤時間別世帯数は、「30 分~1時間未満」が 41.6%で最も 多く、次いで「30 分未満」が 30.3%となっている。

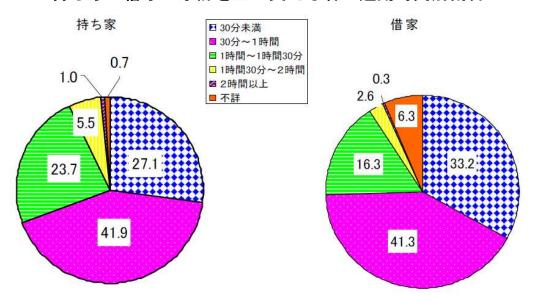
これを平成 15 年と比較すると、「1 時間~1 時間 30 分未満」が 7.1 ポイント低下しているのに対し、「30 分未満」が 6.6 ポイント上昇しており、通勤時間が短くなる傾向にある。

また、「持ち家」と「借家」別の通勤時間をみると、持ち家、借家ともに「30 分~1時間未満」が最も高く、それぞれ 41.9%、41.3%となっている。次いで「30 分未満」が高く、持ち家が 27.1%、借家が 33.2%であり、持ち家より借家の通勤時間が短くなっている。

図4-1 家計を主に支える者の通勤時間別世帯数

(単位: 戸、%) 全国 東京都 区分 平成20年 平成20年 平成15年 実数 割合 実数 割合 実数 割合 総 数 23 435 400 100.0 2 229 200 100.0 2 315 400 100.0 30分未満 12 545 000 53.5 674 700 30.3 547 700 23.7 30分~1時間 6 768 700 927 400 863 300 37.3 28.9 41.6 1時間~1時間30分 2 888 100 12.3 442 000 19.8 623 700 26.9 1時間30分~2時間 726 700 3.1 89 300 4.0 160 400 6.9 2時間以上 183 400 8.0 14 800 0.7 36 300 1.6 不詳 323 700 80 900 84 000 1.4 3.6

図4-2 持ち家と借家の家計を主に支える者の通勤時間別割合



資料:平成20年「住宅·土地統計調查」

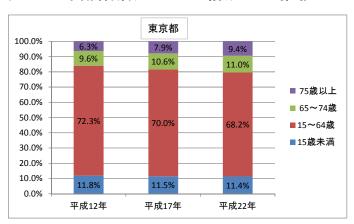
#### (5) 東京(区部、多摩)の少子高齢化の進展状況

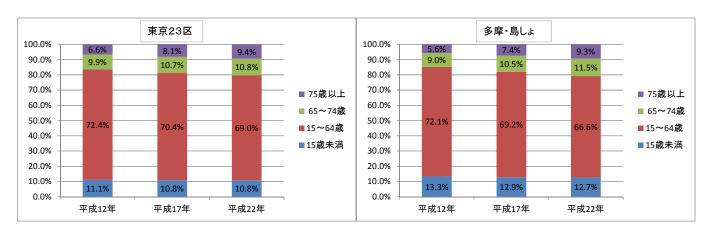
平成 22 年「国勢調査」によると、東京都の年齢階層別人口の構成比は、「15 歳未満」が 11.4%、「15~64 歳」が 68.2%、「65 歳以上」が 20.4% となっている。

これを平成 12 年と比較すると、「15 歳未満」が 0.4 ポイント減少し、「65 歳以上」が 4.5 ポイント増加しており、少子高齢化の傾向があらわれている。

平成 12 年から平成 20 年までの推移を地域別にみると、「区部」は、「15 歳未満」が 0.3 ポイント減少、「65 歳以上」が 3.7 ポイント増加している。「多摩・島しょ」では、「15 歳未満」が 0.6 ポイント減少し、「65 歳以上」が 6.2 ポイント増加している。「区部」より「多摩・島しょ」のほうが、少子高齢化の傾向があらわれている。

## 図5 年齢階層別人口の構成比の推移





資料:国勢調査

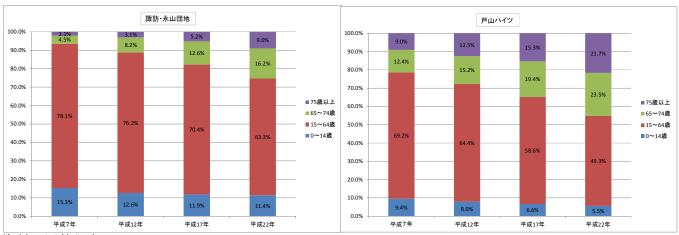
#### (6) 大規模住宅団地における少子高齢化の進展状況

大規模住宅団地の人口構成比の推移を、「多摩ニュータウン諏訪永山 地区」を事例として見てみる。

平成 22 年で「15 歳未満」が 11.4%、「15~64 歳」が 63.3%、「65 歳以上」が 25.2%となっており、「多摩・島しょ地域」の平均(図 5 参照)を上回る少子高齢化の傾向があらわれている。

区部の「戸山ハイツ」では、「15 歳未満」が 5.5%、「15~64 歳」が 49.3%、「65 歳以上」が 45.2%となっており、「区部」の平均を上回る 少子高齢化の傾向があらわれている。

## 図6 大規模住宅団地の年齢階層別人口の構成比の推移



資料:国勢調査

## (7) 住宅団地(区部、多摩)のストック状況

平成 21 年度末における、東京都内の都営、区市町村営、公社、都市機構の賃貸住宅は、約 52 万戸供給されている。

供給主体別の戸数をみると、都営住宅が約26万戸、区市町村営住宅が3万戸、公社一般賃貸住宅が6万戸、都市機構賃貸住宅が17万戸となっている。

地域別の戸数は、平成21年度末において、区部で約32万戸、多摩・島 しょ地域で約20万戸となっている。

## 図7 都営、区市町村営、公社、都市機構の賃貸住宅管理戸数

東京都



区部

多摩・島しょ地域



資料:東京都都市整備局 事業概要

### 2. 大規模住宅団地に共通した問題

昭和30~40年代に入居を開始した、1000戸以上の大規模住宅団地の中から、多摩ニュータウン(第5・6住区(諏訪・永山地区)、第17住区(愛宕・東寺方・和田・鹿島地区)、第18住区(松が谷地区))、戸山ハイツ、高島平団地、赤羽台団地、多摩平団地の7団地を事例に問題点などを分析調査した。

その結果、①団地(住宅・インフラ)の老朽化・陳腐化、②入居者の高齢化・年齢構成の偏り、③近隣センターなどの衰退やコミュニティ機能の希薄化、といった主要な問題は、一部の団地に特有の問題ではなく、全ての大規模住宅団地が直面している共通した問題であることが分かった。以下、大規模住宅団地が直面する主要な問題について、検討を加える。

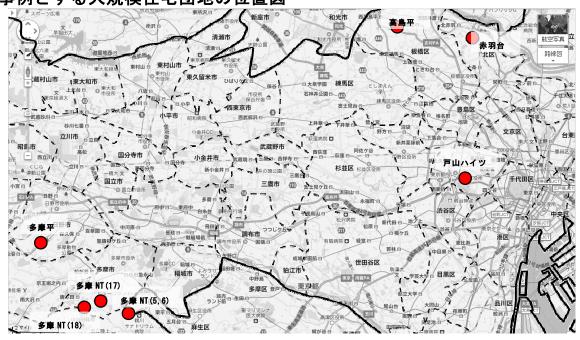
## 表 1 事例とする大規模住宅団地の概要

	都心までの 距離	都心までの 所要時間	供給主体	賃貸·分譲	入居時期	供給戸数
多摩NT (5,6)	約 25 k m	約 30 分	UR、東京	賃貸·分譲	S 46∼	8,458 戸
(諏訪・永山地区)			都、民間			
多摩NT (17)	約 30 k m	約 35 分	UR、東京	賃貸・分譲	$S47\sim$	4,222 戸
(愛宕・東寺方・和田・鹿島地			都、JKK、民			
区)			間			
多摩NT (18)	約 30 k m	約 35 分	UR、東京	賃貸・分譲	S 51∼	2,207 戸
(松が谷地区)			都、JKK			
多摩平団地	約 35 k m	約 30 分	UR	賃貸•分譲	S 39~	2,792 戸
高島平団地	約 15 k m	約 20 分	UR	賃貸・分譲	S 47∼	8, 287 戸
赤羽台団地	約 10 k m	約 10 分	UR	賃貸	S 37∼	3,373 戸
戸山ハイツ	約 5 k m	_	東京都	賃貸	S 44~	3,019 戸

※:都心までの距離は、地区から皇居までの直線距離。

: 都心までの所要時間は、団地最寄駅から山手線内最寄駅までの所要時間

#### 図8 事例とする大規模住宅団地の位置図



※抽出条件:・昭和30~40年代に初期入居
・1000戸以上の大規模住宅団地

#### (1) 団地(住宅・インフラ) の老朽化・陳腐化

都内各地の大規模住宅団地は、既に入居後40年以上が経過し、団地 の住戸やインフラ施設が直面している問題は以下のとおりである。

#### ①団地の住戸、インフラ施設の老朽化・陳腐化

各団地の入居開始年は、昭和37年~昭和51年で、特に赤羽台団地、 戸山ハイツ、多摩平団地で入居後40年を超えており、多摩平団地、 赤羽台団地では、現在建替えが進められている。

#### ②耐震性の確保

大規模住宅団地は、昭和30年代から整備が開始されたため、昭和56年の耐震基準改正前に建設された建物もある。

#### ③住宅内外のバリアー

初期入居団地のうち、6階以上の高層棟にはエレベーターが設置されているものの、5階以下の中低層の住棟ではエレベーターが設置されていないことが多く、高齢者など住宅内の移動に対してバリアーとなっている。

また、団地住棟周りの通路などにおいては、区内では 10m以内の高 低差であるが、多摩ニュータウンでは約 40m程度の高低差があるため、 階段や高低差のある通路など、住宅外でもバリアーが存在し、高齢者などの移動に制約が生じている。

#### (2) 入居者の高齢化・年齢構成の偏り

入居者について大規模住宅団地が直面している問題は、以下のとおりである。

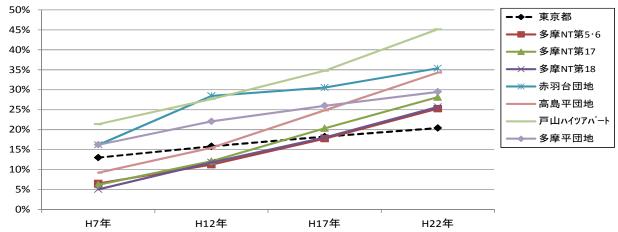
## ①居住人口の推移

平成7年以降の居住人口の推移は、全ての団地で、減少傾向にある。 (図2参照)

## ②高齢化

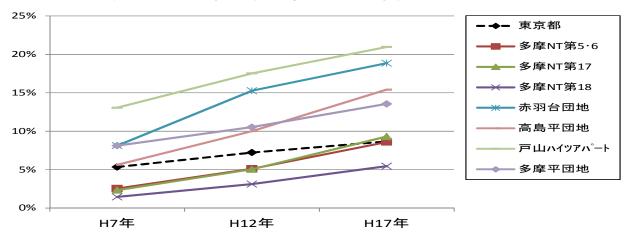
大規模住宅団地では、同時期に入居した居住者が一斉に高齢化する傾向(図9)があり、平成22年における65歳以上の高齢者の割合は、全ての団地で東京都の平均(20.4%)に比べ住民の高齢化が進行している(25.3~45.1%)。

## 図9 65歳以上の高齢者の割合の推移



また、世帯数に占める 65 歳以上の単身高齢者世帯の割合 (図 1 0) は、5.4%~21.0%で、全ての団地で、増加傾向にある。

## 図10 65歳以上の単身高齢者世帯の割合の推移

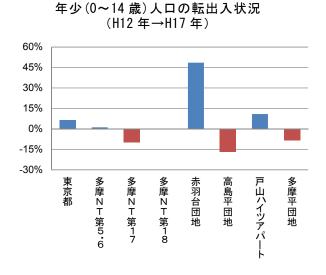


#### ③年少・若年世代の流出

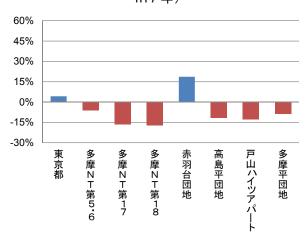
平成 12 年~17 年における年少人口(0~14 歳)、若年世代(15~44 歳)の転出入の傾向(図 1 1 )をみると、多くの団地で転出超過の傾向にある。

一方、団地建替えの進む赤羽台団地では、転入超過となっている。

## 図11 年少及び若年世代の転出入の状況



若年世代(15~44歳)の転出入状況 (H12年→ H17年)



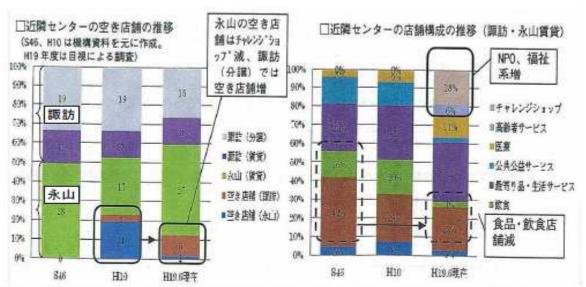
#### ④魅力の低下

民間デベロッパーが行ったアンケート調査(平成23年、メジャーセブンのマンショントレンド調査 Vol. 15)によると、住みたいまちの理由として交通利便性が常に上位にあり、都心からの距離や駅から自

宅までの距離が遠い団地では、相対的に魅力が失われる傾向にある。 一方、区部で民間マンションの供給が行われ、価格的にも多摩地域 と競合するレベルにあるため、交通利便性の高い区部の住居に魅力を 感じて居住地を求める傾向が推定される。

- (3) 近隣センターなどの衰退やコミュニティ機能の希薄化
  - ①各団地とも、団地内に団地居住者用の近隣センターが整備されている
  - ②小規模な物販、飲食、サービス業の店舗が中心で、住民の少子高齢 化による購買力の減少や、買物行動の変化により、空き店舗が部分的 に発生している。(図12参照)
  - ③そのため、近隣センターの衰退が進み、「シャッター街」化し、それが買物客を遠ざけるといった悪循環が生じている。その影響で買物弱者である単身高齢者や障がい者など、日常の買物に制約がある人々が生じている。
  - ④コミュニティ活動への参加状況について、「多摩市の高齢者」を事例として見てみると、サークル・自主グループ活動へは3割程度が参加しており、自治会・管理組合活動、祭り・行事には2割程度が参加している。一方、4割程度は地域活動等には参加しておらず、特に男性の参加割合が低いという状況である。(図13参照)

## 図12 諏訪・永山地区の近隣センターの状況



「平成22年 人口減少社会における郊外住宅団地等の再生・転換方策の検討に関する調査」(平成22年3月 国土交通省住宅局)

#### ■現況写真



空き店舗。食料品、最寄品販売店の撤退が目立つ



NPO法人が入居した空き店舗



高齢者向け施設が入居した空き店舗



駐車場。幹線道路から分かりづらい位置にあり、台数 も十分ではない。

「平成22年 人口減少社会における郊外住宅団地等の再生・転換方策の検討に関する調査」(平成22年3月 国土交通省住宅局)

## 図13 コミュニティ活動への高齢者の参加状況

181)

95)

9.9

9.5

0.0

11.6

8. 4

0.0

23.8

20.0

3.8

16.6

22. 1

7.7

3. 2

0.0

7.2

6.3

7.7

35.4

34.7

42.3

15.5

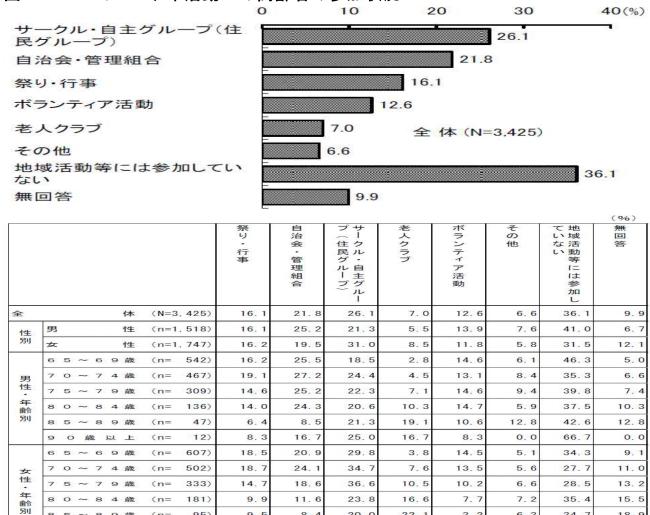
18. 9

42.3

80~84歳

85~89歳

0歳以上



#### 3. 大規模住宅団地の魅力

大規模住宅団地の魅力(ポテンシャル)は、以下のとおりである。

#### (1) 充実した緑

大規模住宅団地の緑被率をみると、各団地とも30~60%程度の緑被率があり、団地内だけではなく、地域の環境の向上にも寄与している。

緑被率について、団地域と団地が存する市(区)域とを比較すると、 団地域の緑被率が高くなっている。区部ではその傾向がさらに大きくあ らわれている。このことから、大規模住宅団地は、市街地において豊か な緑を提供する役割を果たしている。

#### 表 2 緑被率状況一覧

	団地域の 緑被率	市(区)域全体の 緑被率	摘要	
多摩NT (諏訪・永山地区)	諏訪 43.6% 永山 29.3%	多摩市 37.8%	樹林地、草地	
多摩NT (愛宕・東寺方・和田・ 鹿島地区)	愛宕 38.4% 東寺方 29.7% 和田 37.0%	多摩市 37.8%	樹林地、草地	
多摩NT (松が谷地区)	山王下 61.8%	八王子市 61.0%	樹林地、草地、農地 等	
高島平団地	44.5%	板橋区 13.5%	樹木被覆地+草地 +農地+屋上緑化	
赤羽台団地	39.9%	北区 18.1%	樹木被覆地、草地、 河川敷内草地	
戸山ハイツ	50.5%	新宿区 18.4%	樹木・樹林+草地	

注:緑被率の算出方法「緑被地の面積÷地域面積×100」

資料:多摩市 - 「既存文献・資料調査 緑被地率」(都市環境部みどりと環境課)平成20年3月

: 八王子市-「八王子市みどりの基本計画」資料編(平成22年3月改定)

: 板橋区 - 「板橋区緑地・樹木の実態調査報告書」

:北区 - 「平成20年度 北区緑の実態調査報告書」

:新宿区 - 「新宿区みどりの実態調査」

#### (2) 広く確保されている公園

大規模住宅団地内には、計画的に公園が整備されており、団地の居住者だけではなく地域住民も含めた交流・憩いの場となっている。

また、災害時には、避難場所として活用されるなど、地域の広場としての役割も果たしている。

多摩ニュータウン諏訪・永山地区 (表 3) では、約 24.0ha の公園が整備されており、住民 1 人当たりの公園面積は約 9.3 ㎡であり、都平均の 1.7 倍の公園が確保されている。

表3 諏訪・永山地区に整備されている公園面積と住民1人当たりの公園面積

公園面積	地区公園(1か所)	7. 096ha
	近隣公園(4か所)	10. 288ha
	街区公園(14か所)	6. 578ha
	公園計 (19 か所)	23. 962ha
緑地 (12 か所)		8. 272ha
居住人口 (H22年)		25,846 人
人口当たりの公園面積		(公園)9.27 ㎡/人
		(公園・緑地)12.47 ㎡/人

資料:多摩ニュータウン開発事業誌

※「都市計画公園・緑地の整備方針」(平成18年、東京都都市整備局)では、現状の東京都民1人あたりの公園面積は、5.5 m²とされている。

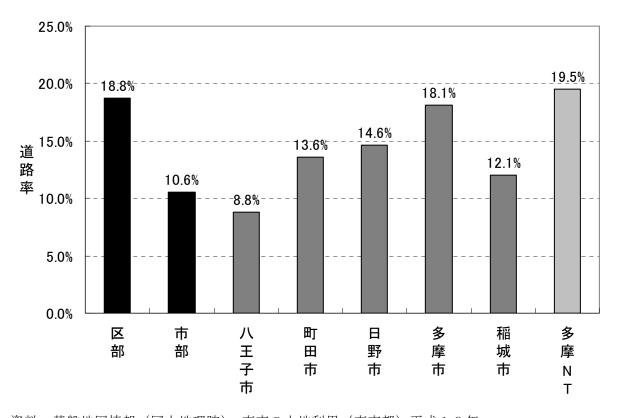
#### (3) 計画的に整備された都市インフラ

大規模住宅団地では、計画的に整備された道路や自動車と歩行者を分離した安全な団地内通路、歩道など、優れた都市インフラが整備されている。

多摩ニュータウンの道路率は 19.5%であり、区部平均 18.8%を上回る 水準となっている。(表 4)

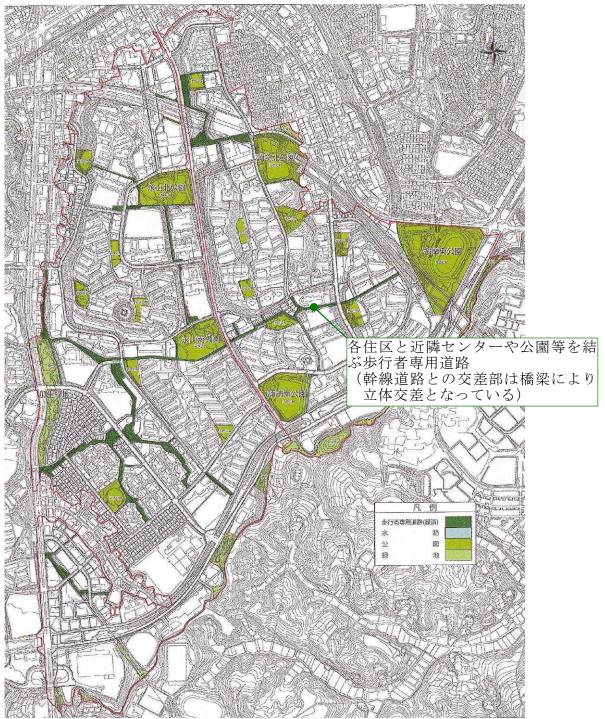
また、多摩ニュータウン諏訪・永山地区内では、自動車交通と分離された歩行者専用の道路(図14)が、各住区と近隣センター、公園等を結ぶように整備されており、高齢者や子供だけでなく全ての住民の安全な歩行者動線となっている。

## 表4 多摩ニュータウンと市区の道路率



資料:基盤地図情報(国土地理院)、東京の土地利用(東京都)平成19年

図14 多摩ニュータウン諏訪・永山地区内の歩行者専用道路配置図



資料:多摩ニュータウン開発事業誌

#### (4) 豊富なオープンスペース

大規模住宅団地では、ゆとりある住棟配置により、豊富なオープンスペースがある。

オープンスペースは、日照や風の道、プライバシー確保といった居住 環境面ばかりでなく、高齢者や子育て世代など、多様な世代が集うコミ ュニティの場としての機能も果たしている。

# 図15 多摩ニュータウンに形成されている豊富な緑やオープンスペース (諏訪・永山地区)



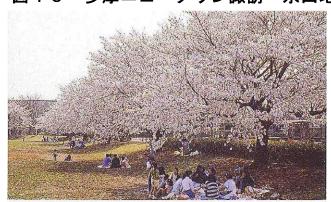
資料:多摩ニュータウン開発事業誌

## (5)優れた子育て環境

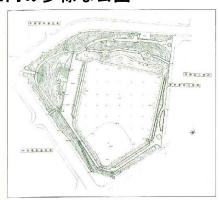
大規模住宅団地内の公園やオープンスペースなどは、空間的なゆとりと歩車分離された通路により、子供等が安全に歩ける空間となっており子供の安全性が高いレベルで確保されている。

その結果、団地内の子供だけではなく、団地外の子供も対象として、活動している保育園・幼稚園の事例も少なからず見られる。

# 図16 多摩ニュータウン諏訪・永山地区内の多様な公園



諏訪南公園



諏訪南公園平面図



永山北公園



永山北公園平面図

資料:多摩ニュータウン開発事業誌

委員等	氏 名	現所属	備考
委員長	上野淳	首都大学東京 副学長	
委 員	炭谷 晃男	大妻女子大学 社会情報学部教授	
	西浦 定継	明星大学 総合理工学部教授	
	北川 秀二	弁護士	
	寺田 美恵子	NPO「福祉亭」理事	
	真鍋 純	国土交通省住宅局市街地住宅整備室長	協力委員
	岡部 一邦	八王子市 副市長	
	加藤 英典	町田市 副市長	
	後藤 泰久	多摩市 副市長	
	伊藤 登	稲城市 副市長	
	長谷川明	東京都都市整備局次長	
	白岩 光	(独)都市再生機構 東日本都市再生本部 第6ェリアマネージャー(多摩地域担当) エリアマネージャー	
	弘津 新太郎	東京都住宅供給公社 住宅計画部長	
幹事	箕作 光一	八王子市 まちづくり計画部長	
	浅沼 修	町田市 都市づくり部長	
	永尾 俊文	多摩市 都市環境部長	
	井上 一彦	稲城市 都市建設部長	
	香山 幹	東京都都市整備局住宅政策推進部 住宅政策担当部長	
	荒川 達夫	東京都都市整備局都営住宅経営部 建設推進担当部長	
	中山 政昭	東京都福祉保健局 高齢社会対策部長	
	桃原(慎一郎	東京都福祉保健局 少子社会対策部長	
	中島 毅	東京都教育庁 教育政策担当部長	
	河内 豊	東京都産業労働局 商工部長	
	永島 恵子	東京都都市整備局景観・プロジェクト担当部長	
	五十嵐 誠	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長	

# (中途で退任した委員等)

委員等	氏 名	当 時 の 所 属	在籍した委員会
委 員	浜 佳葉子	町田市 副市長	第1回
	田野倉 秀雄	稲城市 副市長	第1回、第2回
	中西 充	東京都都市整備局次長	第1回
	榎本 平	(独)都市再生機構 東日本支社 都市再生業務部長	第1回
幹事	雑賀 誠	東京都福祉保健局 少子社会対策部長	第1回
	山手 斉 東京都産業労働局 商工部長 第1回		第1回
東京都都市整備局   景観・プロジェクト担当部長 第1回		第1回	

#### 多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会設置要綱

制定 平成 2 3 年 6 月 2 2 日 23 都市整多第 60 号

#### (設置及び目的)

第1条 入居者の高齢化、地域活力の低下等の課題が顕在化しつつある多摩ニュータウンの大規模住宅団地について、都内全域における他の大規模住宅団地との共通性や特殊性を踏まえ、課題の整理と施策の方向性を検討することを目的に、学識経験者等の委員からなる「多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。検討に当たっては、老朽化した大規模住宅団地の再生が都全域のまちづくりに共通する課題であることから、区部及び多摩部の代表的大規模住宅団地における現状と課題への取組状況を把握することで、他の大規模住宅団地と多摩ニュータウンとの共通性と特殊性を踏まえたより普遍性・実効性の高い取組の方向性を目指すものとする。

#### (委員)

第2条 委員会は、学識経験を有する者及び都市整備局長が指定する職にある行政関係者 のうちから、都市整備局長が委嘱する委員をもって構成する。

#### (委員長)

- 第3条 委員会には、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議及び議事)

- 第4条 委員会は、委員長が召集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。
- 5 委員長は、必要があるときは、他の学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。
- 6 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公開することにより議事に支 障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 7 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置を とることができる。

#### (意見聴取)

第5条 都市整備局長は、必要があるときは、委員に個別に意見を聴取することができる。

#### (幹事)

第6条 委員会の調査・検討を補佐するために幹事を置く。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室において処理 する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年 6月22日から施行する。

多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会の検討経過

区分	開催期日	主な検討内容
第1回	平成 23 年 6 月 29 日	◇ 大規模住宅団地の現況と課題 ◇ 諏訪永山地区等における現況と課題 ◇ 赤羽台地区における現況と課題
第2回	平成 23 年 8 月 30 日	◇ 高齢化対策について
第3回	平成 23 年 10 月 24 日	◇ 若年世代の呼び込みについて
第4回	平成 23 年 12 月 16 日	<ul><li>◇ ガイドラインについて</li><li>◇ 良好な生活環境について</li><li>◇ 魅力・活力の創出について</li></ul>
第5回	平成24年 月 日	